

# 空海港における水際検疫の強化

～ 口蹄疫等の家畜の悪性伝染病の侵入を防止するために～

平成23年4月  
農林水産省  
動物衛生課

## 1 背景

昨年4月20日に宮崎県で口蹄疫の発生が確認されてから、約1年が経過しました。我が国は、本年2月に国際獣疫事務局（OIE）により、口蹄疫清浄ステータスの回復が認定されましたが、アジア周辺諸国では、依然として本病が発生しており、我が国へ本病が侵入するリスクがあります。本病の侵入を二度と許さないため、ゴールデンウィークに人や物の動きが活発になることを踏まえ、改めて水際対策を点検します。また、都道府県や関係団体を通じて、防疫に対する畜産農家や国民の意識を高めるよう強く呼びかけます。

## 2 強化していること

昨年11月末の韓国での口蹄疫の発生を受け、水際検疫を強化しています。

### 【渡航者や入国者に対してお知らせ及びお願いしていること】

- 1 現在、中国、韓国などのアジア諸国では、家畜の悪性伝染病である口蹄疫や鳥インフルエンザが発生しています。
- 2 発生国からの肉製品の日本への持ち込みは禁止されています。
- 3 海外では、家畜を飼養している農場などへの立ち入りは避けてください。
- 4 帰国時には、すべての方を対象に靴底の消毒を実施しています。
- 5 やむを得ず海外で農場などの畜産関連施設へ立ち入った方やゴルフシューズなど土の付着した靴などを持っている方は、帰国時に動物検疫所のカウンターに立ち寄ってください。必要に応じ、携帯品の消毒等を行います。



リーフレット（別紙）

(22年12月以降、新たに実施した主な取組)

(1) 地方空港を含め出国エリアや航空機内におけるアナウンス等により渡航者・入国者に対する周知活動を強化

【主な協力要請先】

国土交通省と連携し、アジア便を就航している航空会社等を中心に、渡航者・入国者に対する周知活動の強化について、各空海港管理組織、航空会社関連団体、外国国際航空運送事業者（約80社）、外港客船関連団体、旅行関連団体等に対して協力を依頼。

〈積極的に協力いただいた主な航空会社〉

全日空、日本航空、デルタ航空、ユナイテッド航空、タイ航空、エバー航空、ベトナム航空、中国国際航空、中国南方航空、中国東方航空等

(2) 検疫探知犬による旅客の手荷物の抜打検査の強化（成田空港、関西空港、羽田空港）

(参考1) 空海港での荷物検査における、持ち込むことができない畜産物の国別の摘発実績（探知犬が端緒となった例を含む）

(22年12月～23年3月)

1	中国	5,741件	7,828kg
2	台湾	788件	1,650kg
3	韓国	647件	688kg

(参考2) 探知犬による摘発状況（国籍別 23年2月）

日本人 33件（4%）、その他の国籍 899件（96%）計932件  
主な持ち込み品：ソーセージ・鶏肉等



(3) 航空機内で発生した厨芥残渣（機内食の残飯等）の処理施設の全国的な立入調査

動物検疫所は、23年1月から3月上旬の間、全国79か所の、すべての航空機内の厨芥残渣の選別施設や焼却設等に一齐に立入調査を実施。すべての施設で適切に処理されていることを確認。

(4) 靴底消毒やフェリー等により到着する車輛消毒の強化

- 従来から国際線の到着するすべての空海港（約80か所）において、入国者の靴底消毒を実施



フェリーターミナル

表示（看板）



中部空港（検疫ブース前）

- ゴルフシューズなどの土の付着している靴等を携帯している場合は、動物検疫所のカウンターに立ち寄っていただき、必要に応じて消毒を実施。

（参考）ゴルフシューズ等の消毒実績（22年12月21日～23年2月28日）

- 全国：10,309足
- 1 福岡空港：3,330足（うち韓国便2,398足 中国便36足 台湾便34足等）
  - 2 宮崎空港：2,338足（すべて韓国便）
  - 3 鹿児島空港：1,677足（うち韓国便1,675足 中国便2足）



- 海外からフェリーにより上陸する車輛について、消毒用マットの設置に加え、国内発生時の消毒ポイントと同様に、車輛のタイヤ周りの噴霧消毒を実施



### 3 法改正を受けて強化すること

現在、空海港では、海外で農場などの畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に接触した方やゴルフシューズなど土の付着した靴などを持っている方は、帰国時に動物検疫所のカウンターに立ち寄っていただくよう周知しており、必要に応じて携帯品の消毒を行うとともに、帰国後一定期間家畜飼養農場に立ち入らないよう指導しています。

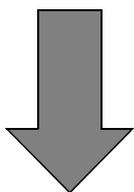
本年4月4日に家畜伝染病予防法を改正する法律が公布され、今後、これらの取組は法に基づいて実施されることとなります（10月施行予定。）

法に位置づけられることにより、

- 質問票の配布・回収により、より確実に対象者を把握し措置を行います。
- 虚偽の陳述をした場合等に対しては、罰則（30万円以下の罰金）が課せられます。
- 船舶や航空機の所有者、空港管理者等に対し、必要な協力を求めることについて、法的裏付けを持つことにより、より緊密な連携ができるようになります。

#### 【空海港における流れ】

- ① 国の家畜防疫官は、海外からの入国者に対し、質問票を配布・回収します。



【質問内容】（項目は検討中）

- 過去10日以内に牛、豚、鶏などに触れたり、牧場、生鳥市場、と畜場などの畜産関連施設に立ち寄りましたか？
- 土の付いた靴や農具、馬具などを持っていますか？

- ② 携帯品の検査の結果、消毒を要する物品を発見したときには消毒を行います。
- ③ 帰国後一定期間は家畜飼養農場へ立ち入らないよう指導します。

家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）（抄）

（入国者に対する質問等）

第四十六条の二 家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者に対して、その携帯品のうちに要消毒物品（監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあることからその消毒が必要な物品をいう。以下同じ。）が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

（入国者の携帯品についての消毒）

第四十六条の三 家畜防疫官は、前条の検査の結果、同条の者の携帯品のうちに要消毒物品を発見したときは、合理的に必要と判断される限度において、当該要消毒物品を消毒することができる。

(協力の要請)

第四十六条の四 動物検疫所長は、前二条の規定による業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、外国から入港した船舶若しくは航空機の所有者若しくは長（長に代わつてその職務を行う者があるときは、その者）又は農林水産省令で定める港若しくは飛行場の管理者に対し、第四十六条の二の質問に関する書類の配布、検疫の手續に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

十二 第四十六条の二（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第四十六条の二の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十三 第四十六条の三（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による消毒を拒み、妨げ、又は忌避した者